

社会経済動向 (安全・安心な地域づくり部会)

- 防災
- 土地利用・交通基盤
- 交通環境

社会経済動向（防災）

■ 2021年度の主な災害

- 2021年度に発生した主な災害は以下のとおりである
- 本県では、9月に能登地方で震度5弱の地震が発生している

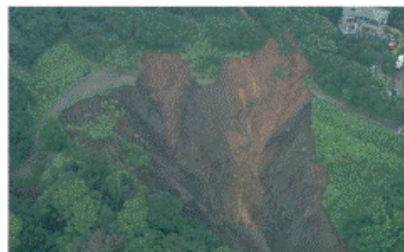
2021年度に発生した主な災害

主な風水害（床上浸水10戸以上）		
事象名	月	主被災地域
令和3年7月1日からの大雨	7月	秋田県、神奈川県、静岡県、鳥取県、島根県、広島県、鹿児島県
令和3年台風第9号及び第10号	8月	青森県、千葉県
令和3年8月11日からの大雨	8月	岐阜県、広島県、福岡県、佐賀県
令和3年台風第14号	9月	高知県、宮崎県



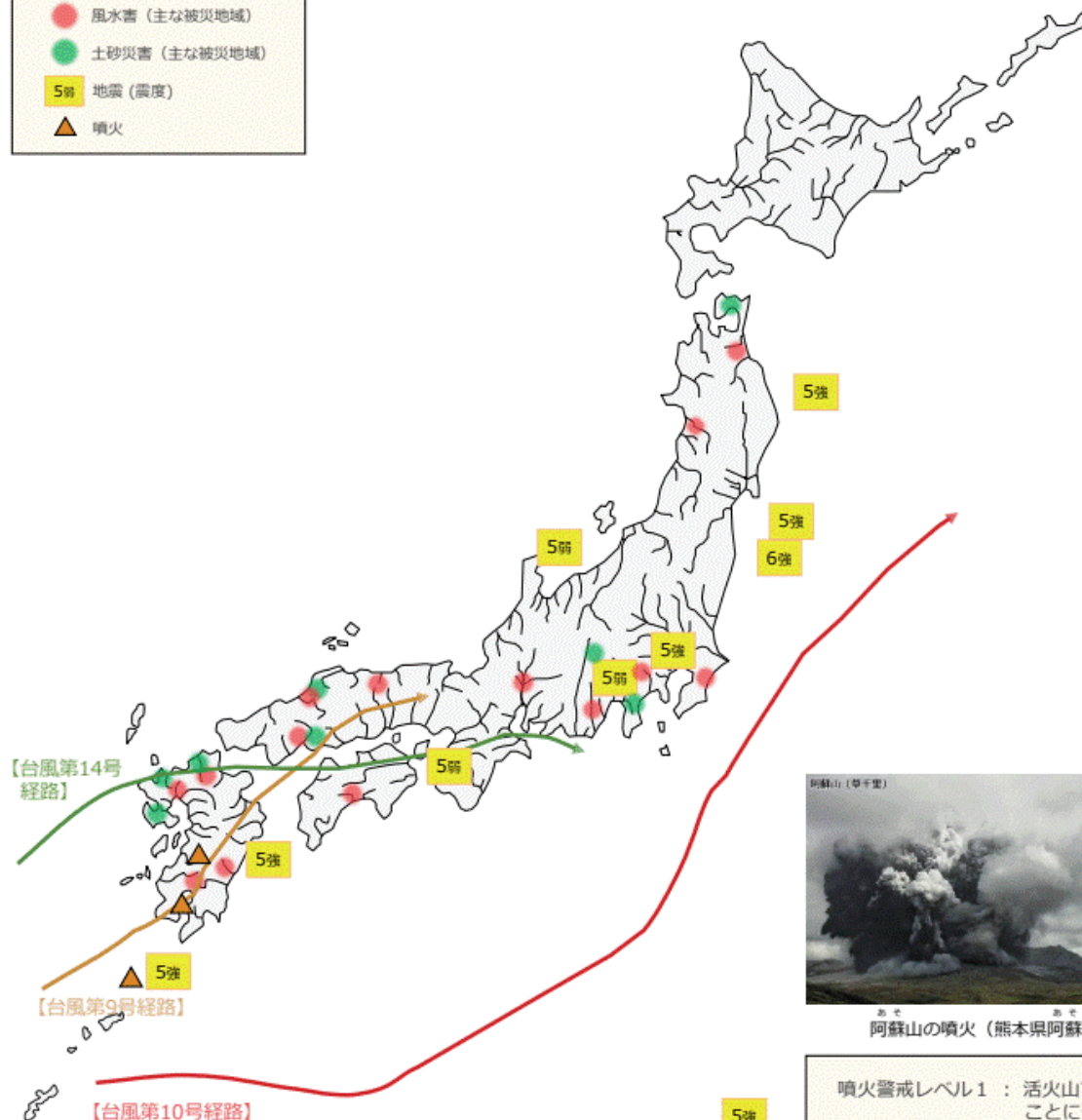
令和3年8月11日からの大雨（佐賀県武雄市）

主な土砂災害（人家被害5戸以上）		
事象名	月	主被災地域
令和3年7月1日からの大雨	7月	静岡県、鳥取県、広島県
令和3年台風第9号及び第10号	8月	青森県
令和3年8月11日からの大雨	8月	長野県、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県



静岡県熱海市伊豆山で発生した土石流（静岡県熱海市）

【凡例】	
●	風水害（主な被災地域）
●	土砂災害（主な被災地域）
■	5弱 地震（震度）
▲	噴火



阿蘇山の噴火（熊本県阿蘇市等）

噴火警戒レベル1	： 活火山であることに留意
噴火警戒レベル2	： 火口周辺規制
噴火警戒レベル3	： 入山規制
噴火警戒レベル4	： 高齢者等避難
噴火警戒レベル5	： 避難

主な地震（最大震度5弱以上）		
事象名	月	主被災地域
宮城県沖	5月	宮城県石巻市、大崎市、涌谷町
石川県能登地方	9月	石川県珠州市
岩手県沖	10月	青森県階上町
千葉県北西部	10月	埼玉県川口市、宮代町、東京都足立区
山梨県東部・富士五湖	12月	山梨県大月市
紀伊水道	12月	和歌山県御坊市
トカラ列島近海	12月	鹿児島県十島村
父島近海	1月	東京都小笠原村
日向灘	1月	大分県大分市、佐伯市、竹田市、宮崎県延岡市、高千穂町
福島県沖	3月	宮城県登米市、蔵王町、福島県相馬市、南相馬市、国見町

主な噴火（噴火警戒レベル3以上）		
事象名	月	主被災地域
桜島	4月	鹿児島県鹿児島市
諏訪之瀬島	6月、9月、10月、11月、12月	鹿児島県十島村
阿蘇山	10月	熊本県阿蘇市、高森町、南阿蘇市

社会経済動向（防災）

■ 防災基本計画の修正

- 2021年5月に「災害対策基本法」が改正され、防災基本計画が修正された
- 新たな防災基本計画では、以下の内容等が盛り込まれている
 - ✓ 災害対策本部の見直し
 - ✓ 避難所における感染症対策
 - ✓ 個別避難計画の作成
 - ✓ 避難勧告・避難指示の一本化等
 - ✓ 災害対応業務のデジタル化の推進
 - ✓ 女性の視点を踏まえた防災対策の推進

防災基本計画修正の概要

防災基本計画修正（令和3年5月）の概要

■ 防災基本計画・・・災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

主な修正項目

災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- **災害対策本部の見直し**
 - ・ 特定災害対策本部の設置
 - ・ 非常災害対策本部長を内閣総理大臣に変更
 - ・ 災害が発生するおそれがある段階での災害対策本部の設置
- **個別避難計画の作成**
 - ・ 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化
- **避難勧告・避難指示の一本化等**
 - ・ 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し
- **広域避難に関する事項**
 - ・ 災害が発生するおそれがある段階での広域避難の実施のための自治体間の協議
 - ・ 他の自治体との応援協定や、運送事業者等との協定の締結
 - ・ 大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練の実施

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- **避難所における感染症対策**
 - ・ 避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等
- **避難所開設・運営訓練の実施**
 - ・ 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施
- **パーティション等の備蓄の促進**
 - ・ マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進
- **コロナの自宅療養者等に対する情報共有等**
 - ・ 平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認
 - ・ 自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供
- **被災自治体への応援職員等の感染症対策**
 - ・ 応援職員等の健康管理やマスク着用等の徹底
 - ・ 応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 災害対応業務のデジタル化の推進
- 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- 今冬の大雪による大規模な車両滞留を踏まえた対応
- あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進
- 首都直下地震緊急対策区域における切迫性に応じた地震対策の推進
- 事前防災の取組や複合災害への対応の推進
- ボランティアの調整事務の委託を受けた災害ボランティアセンターの必要な経費に対する災害救助法による支援
- 防災ボランティアと自治体・住民・NPO等との連携・協働の促進
- 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進
- それぞれの被災者に適した支援制度を活用した生活再建
- 女性の視点を踏まえた防災対策の推進

社会経済動向（防災）

■ 避難に関する検討会

- 2021年7月の豪雨災害での土石流等を踏まえ、内閣府は「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」を設置し、2022年2月、以下の内容の報告書を公表した
 - ✓ 住民の適切な避難行動の促進に向けた対応：「災害文化」の醸成 等
 - ✓ 市町村による避難情報の適切な発令に向けた対応：市町村の災害対応力の向上 等

2021年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について（概要）

令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難のあり方について（概要）	
目指す社会	住民 「自らの命は自らが守る」意識を持つ 行政 住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する
住民	課題 避難情報が発令されても、住民が適切に避難行動をとれていないのではないか ① 住民一人一人の「自らの命は自らが守る」意識が低いのではないか 〈個人〉 ・住民は、平時から自分が住む地域における災害リスクや避難行動等を理解するとともに、災害時に防災情報を主体的に入手することが重要であるが、正しく認識できていない人もある。 〈地域〉 ・避難の実効性が高い地域では、防災に関する地域のリーダー的存在が重要な役割を担っているが、全国的にはリーダーが十分に育っていない。 ・参加型・体験型の実践的な取組によって、災害を「我がこと」として捉えている地域があるが、全国的にはこうした取組は一部の地域に限られている。 ・地区防災計画に関する取組を通じて、住民自らが計画作成へ主体的に参画するとともに、住民の間で地域防災に関する情報共有を強化することにより、地域の防災力の更なる向上を図ることが重要であるが、住民等の地区防災計画の意義や必要性に関する理解が不足している。 〈学校〉 ・全国の概ね全ての小・中学校で避難訓練等が実施されているが、地域特有の防災課題に応じた避難訓練を実施した学校は少なく、内容の定型化・形骸化も見られる。 ② 災害の切迫感・臨場感が住民に伝わっていないのではないか ・周囲からの呼びかけや臨場感ある画像の提供などの対応により、災害時に住民の避難を促している事例があるが、このような取組の普及が必ずしも十分ではない。
	住民の適切な避難行動の促進に向けた対応 ○ 激甚化・頻発化する災害の中、一人一人の状況に即した避難情報の発令は困難であり、避難の最終判断は個人に委ねられることから、住民は、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、主体的に避難行動をとることが必要。 ○ こうした住民主体の防災意識の定着は、一朝一夕に成し得るものではなく、災害文化を醸成する機運を高めていくために、粘り強く持続的に、地域において防災に関する教育と啓発活動を続けていくことが必要である。 ○ また、災害文化を根付かせるための継続的な取組と併せ、早期に避難の実効性を高める取組も重要である。 ① 住民一人一人の「自らの命は自らが守る」意識の向上 ・地域における防災教育の推進 対応① 地域の防災活動の中心となるリーダーの育成 対応② 参加型・体験型の実践的な防災活動の展開 ・学校における防災教育の推進 対応③ 全ての小・中学校で実践的な防災教育を実施 対応④ 地域と学校が連携した防災教育の支援 ・地区防災計画の作成推進 対応⑤ 地区防災計画の作成推進を通じた地域防災力の向上 ② 災害の切迫感・臨場感を住民に伝えることで避難行動を後押し 対応⑥ 人の行動特性を踏まえた、住民の避難を効果的に促す取組の推進 対応⑦ 防災デジタルに関する技術を活用した避難行動を促す取組の推進
行政	課題 市町村は、避難情報の発令を躊躇するなど、適切に避難情報を発令できていないのではないか ① 市町村における災害対応に関する理解が十分ではないのではないか ・市町村は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために災害対応にあたる必要があるが、市町村によっては、被災経験が少ない等の理由により、平時からの備えを含めた、災害対応への理解が十分ではない場合がある。 ② 避難情報の発令において、技術的な判断が難しいのではないか ・市町村は、防災気象情報等を参考として、避難情報を発令するが、刻々と変化する情報を判断するには技術的素養を要する。市町村によっては、技術力を有する職員が不足しており、技術的な判断が難しい。 ③ 避難情報の発令において、心理的な負担があるのではないか ・避難情報の発令は住民に具体的な行動を求めるとして、避難情報を発令しても災害が起きず空振りになることで、住民の避難情報への信頼性を損なう等の懸念が生じる。 ・住民に避難行動を求めることによって、新型コロナウイルス感染症や避難中に被災するなど、かえって住民がリスクにさらされるおそれもある。
	市町村による避難情報の適切な発令に向けた対応 ○ 行政は、平時からの防災教育と啓発を通じて、住民の「自らの命は自らが守る」意識の徹底を図るとともに、災害時には、住民が主体的な避難行動をとれるよう全力で支援することが重要である。特に、避難情報の発令は、住民の生命を守るための災害時における市町村長の重大な使命である。 ○ こうした住民主体の防災対策への転換が必要であることを行政がしっかりと理解した上で、避難情報が適切に発令できるよう、市町村の人材育成や専門家等から市町村への支援の充実を図ることにより、災害対応力を向上することが重要である。 ① 市町村における災害対応に関する理解の向上 対応⑧ 市町村長や危機管理の責任者等に対する避難情報の適切な発令等に資する研修の充実 対応⑨ 空振りを減らし、住民が我がごと感を持てるよう、災害リスクのある区域等に適切に発令対象を絞り込むための取組の推進 ② 市町村に対する技術的な支援の充実 対応⑩ 国・都道府県や気象の専門家などが技術的な助言を行う等により、市町村における避難情報の発令を支援

社会経済動向（防災）

■ 気候変動と防災

- 環境省及び内閣府は、2020年、気候変動対策と防災・減災対策を以下のとおり連携して取り組むため、「気候危機時代の「気候変動×防災」戦略」を公表している
 - ✓ 気候変動と防災は、あらゆる分野で取り組むべき構造的な課題である
 - ✓ 気候変動のリスクを可能な限り小さくするため、温室効果ガスを削減する緩和策にも取り組む
 - ✓ 各分野の政策において「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にしていくことを追求する

気候危機時代の「気候変動×防災」戦略（共同メッセージ）概要

【自然要因】 <ul style="list-style-type: none"> 気候変動により気象災害が激甚化・頻発化しており、今後も大雨や洪水の発生頻度の増加が予測される これまでの想定を超える気象災害が各地で頻繁に生じる時代を迎えた 	【社会要因】 <ul style="list-style-type: none"> 人口減少と少子高齢化による避難行動要支援者増加と支援世代減少 都市への人口集中による災害リスクの高まり 感染症と自然災害が同時に発生する複合リスク 	
<ul style="list-style-type: none"> 気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災・減災対策が必要 SDGsの達成も視野に入れながら、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させて取り組む戦略を示す 		
気候変動×防災の主流化 <ul style="list-style-type: none"> 気候変動と防災は、あらゆる分野で取り組むべき横断的な課題である。 気候変動のリスクを可能な限り小さくするため、温室効果ガスを削減する緩和策にも取り組む。 各分野の政策において「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にしていくことを追求する。 		
課題	方向性	今後の取組例
脱炭素で防災力の高い社会の構築に向けた包括的な対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる主体が、各分野で、様々な手法により、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施 「災害をいなし、すぐに興す」社会の構築 土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の発想を持って対応 	<ul style="list-style-type: none"> 東京等に過度に集積する人口、産業等の地方分散の推進 気候変動を踏まえた基準や計画に基づくインフラ施設の整備 災害危険エリアになるべく住まわせない土地利用、災害リスクに適応した暮らし 古来の知恵に学び、自然が持つ多様な機能を活用して災害リスクの低減等を図る「グリーンインフラ」や「生態系を活用した防災・減災」の本格的な実行 デジタル時代の社会変革（テレワーク等）の有効活用 避難所等での感染症や熱中症のリスクへの対応 再生可能エネルギーの導入加速化など脱炭素社会への移行
個人、企業、地域の意識改革・行動変容と緊急時の連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> 「自らの命は自らが守る」自助・「皆と共に助かる」共助の意識の促進、適切な防災行動、あらゆる主体が連携・協力する災害対応の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動を促すための意識改革、行動変容のための取組 気象災害の激甚化も念頭においた、地区防災計画、避難行動要支援者の個別計画、企業の事業継続計画等の策定推進 地域レベルで多世代が気候変動と防災を学び、災害に備える環境づくり 治水に係る連携、地域の企業から住民への避難場所の提供、災害廃棄物の収集・運搬をはじめとする被災者支援活動における官民を超えた多くの関係者の連携
国際協力、海外展開の推進	<ul style="list-style-type: none"> パリ協定、仙台防災枠組及びSDGsを「『気候変動×防災』の三位一体」として同時達成 	<ul style="list-style-type: none"> 防災に関するわが国の技術やノウハウを用いた各国の防災力向上への貢献 アジア防災センターやアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォームを通じた国際的な適応の取組の強化、プラットフォーム間の連携の推進

出典：内閣府「令和4年版 防災白書」

社会経済動向 (防災)

■ 国土強靱化基本計画の見直し

- 2018年12月に、以下の観点に基づき、国土強靱化基本計画の見直しが行われた
 - ✓ 災害から得られた知見の反映
 - ✓ 社会情勢の変化等を踏まえた反映
 - ✓ 災害時に重要なインフラ整備、耐震対策・老朽化対策、BCPの普及の推進
 - ✓ 重点化すべきプログラム等の選定
 - ✓ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

■ 防災・減災、国土強靱化に関する提言

- 内閣府において、以下3分野のワーキンググループが開催され、2021年5月に提言が公表された
- 事前防災・複合災害WG
 - ✓ 新たな国土強靱化脆弱性評価、おそれ段階での広域避難
 - ✓ 感染症との複合災害への新たな備え
- デジタル・防災技術WG
 - ✓ 生命を守る災害対応力の飛躍的向上
 - ✓ 遠い未来のデジタルを極限まで活用
- 防災教育・周知啓発WG
 - ✓ 防災教育を第3次学校安全推進計画の柱に位置付け
 - ✓ 避難生活支援・防災人材育成エコシステム

国土強靱化基本計画の見直し (概要)

国土強靱化基本計画の見直し (概要) 国土強靱化

国土強靱化基本計画 (平成26年6月)

国土強靱化基本計画とは、

- ・国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきもの
- ・施策の重点化／ハード・ソフト両面で効果的に推進／「自助・共助・公助」の適切な組み合わせ／民間資金の活用
- ・地域の特性に応じた施策の推進／非常時だけでなく平時にも有効活用の工夫／PDCAサイクルの実践

策定後約5年が経過

1. 脆弱性評価の結果 (平成30年8月)

○平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ課題(脆弱性)を評価
○フローチャートによる分析手法を導入して「最悪の事態」に至る因果関係を明確化

平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等により住民の生活や経済活動に大きな影響

重要インフラの緊急点検 (平成30年11月)

○重要インフラの機能確保について132項目の緊急点検を実施し点検結果と対応方策を取りまとめ

2. 国土強靱化基本計画の見直し (平成30年12月)

①災害から得られた知見の反映

- ・被災者等の健康・避難生活環境の確保
- ・気候変動の影響を踏まえた治水対策
- ・エネルギーや情報通信の多様化・リスク分散などの過去の災害から得られた知見を推進方針として追加

②社会情勢の変化等を踏まえた反映

- ・新技術の活用、国土強靱化のイノベーション推進
- ・地域のリーダー等の人材育成、防災教育の充実などの社会情勢の変化等を踏まえた内容を追加

③災害時に重要なインフラ整備、耐震対策・老朽化対策、BCPの普及などは、引き続き推進

④重点化すべきプログラム等20プログラムの選定

- 15の重点化すべきプログラムを組み換え
追加例:【劣悪な避難生活環境、被災者の健康状態の悪化】
【上水道の長期間供給停止】
- 重点化すべきプログラムと関連が強い5つのプログラムを新たに選定

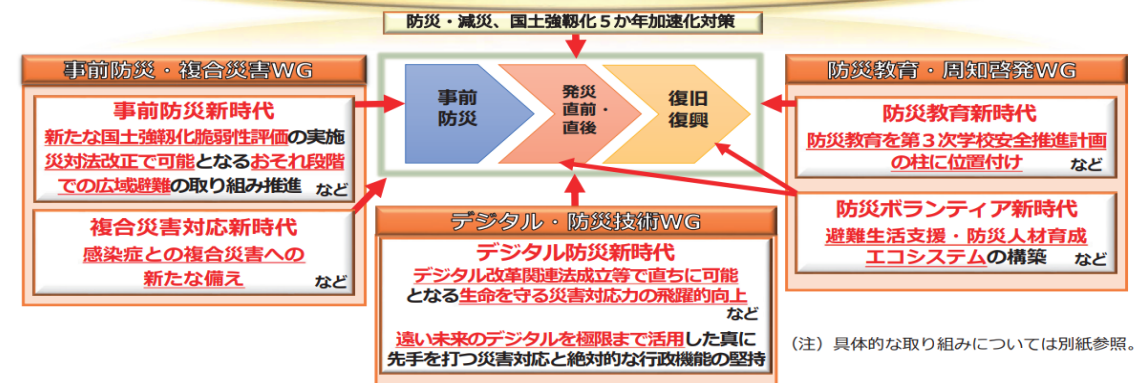
⑤防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

- ④の重点化すべきプログラム等の推進を図るため、特に緊急に実施すべき施策について、達成目標、実施内容、事業費等を明示した3か年緊急対策を位置づけ

防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言

- 明治三陸地震津波から東日本大震災、技術革新の20世紀を挟んで100年以上経ってなお2万人超の犠牲者
- 熊本地震から5年、東日本大震災から10年、阪神・淡路大震災から四半世紀が経過した今、今後、巨大自然災害により失われる生命を激減させるという覚悟が必要

防災・減災、国土強靱化新時代



出典：国土交通省「令和4年版 国土交通白書」

社会経済動向（防災）

■ M7.0の地震発生時の被害予測

- 本県直下でM7.0の地震（震源断層は加賀平野）が発生した場合、以下の被害が予測されている
 - ✓全壊 1万6,843棟（3.9%）
 - ✓炎上出火455件
 - ✓死者2,182人
 - ✓負傷者7,829人
 - ✓避難者10万4,885人

加賀平野での地震被害予測結果

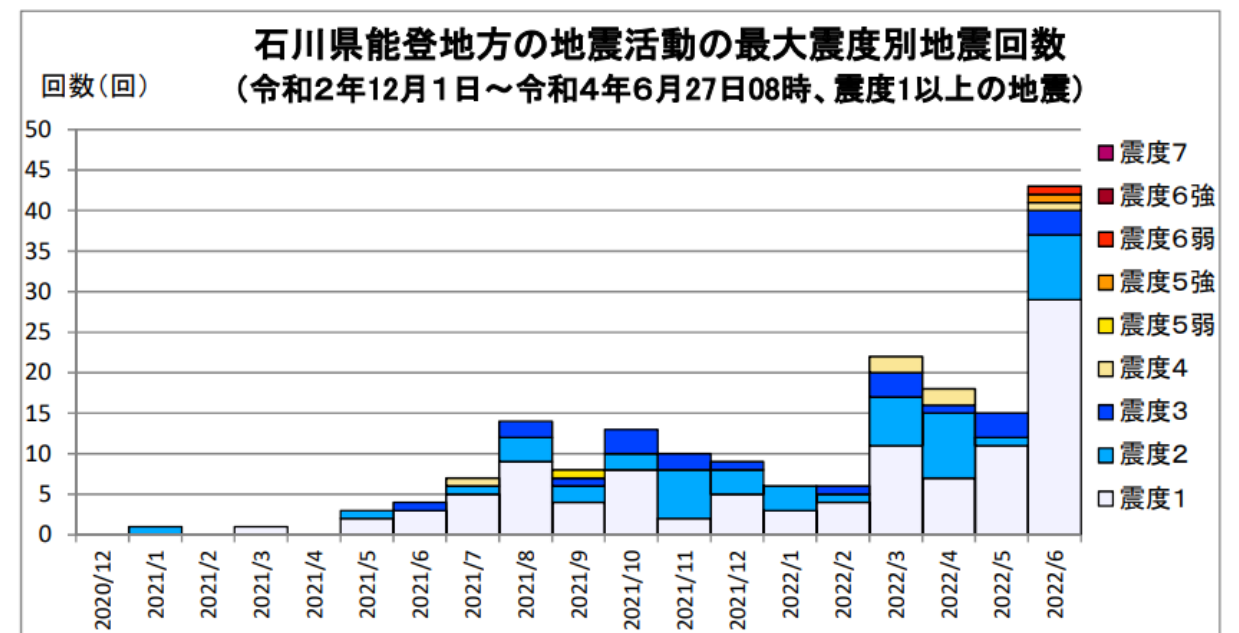
	建物全壊		炎上出火件数	延焼棟数	死者数	負傷者数	要救出者数	避難者数	上水道配水管	
	棟	率(%)							被害箇所(箇所)	被害箇所km
能登北部	0	0.0	0	0	0	0	0	0	11	0.0
能登中部	105	0.2	4	0	45	331	102	3,495	2,061	1.5
河北	1,204	3.1	38	8	39	660	339	7,952	2,334	3.9
金沢市	11,679	8.4	309	2,732	1,630	5,052	3,098	65,713	2,928	1.4
加賀北部	199	0.4	5	0	27	248	131	2,608	1,281	1.8
加賀南部	3,656	3.6	99	1,114	441	1,538	1,171	25,117	5,325	3.5
計	16,843	3.9	455	3,854	2,182	7,829	4,841	104,885	13,940	2.0

出典：石川県「消防防災年報（2020年版）」

■ 能登地方における群発地震

- 能登地方では、2021年7月頃から地震活動が活発化し、1年以上、活発な地震活動が続いている。
- このような中、6月19日に最大震度6弱を観測する地震が発生し、その後20日に最大震度5強を観測する地震が発生した

石川県能登地方（珠洲市付近）の地震活動による月別・震度別震度回数



出典：金沢地方気象台「石川県地震概況（2022年6月）」

社会経済動向（土地利用・交通基盤）

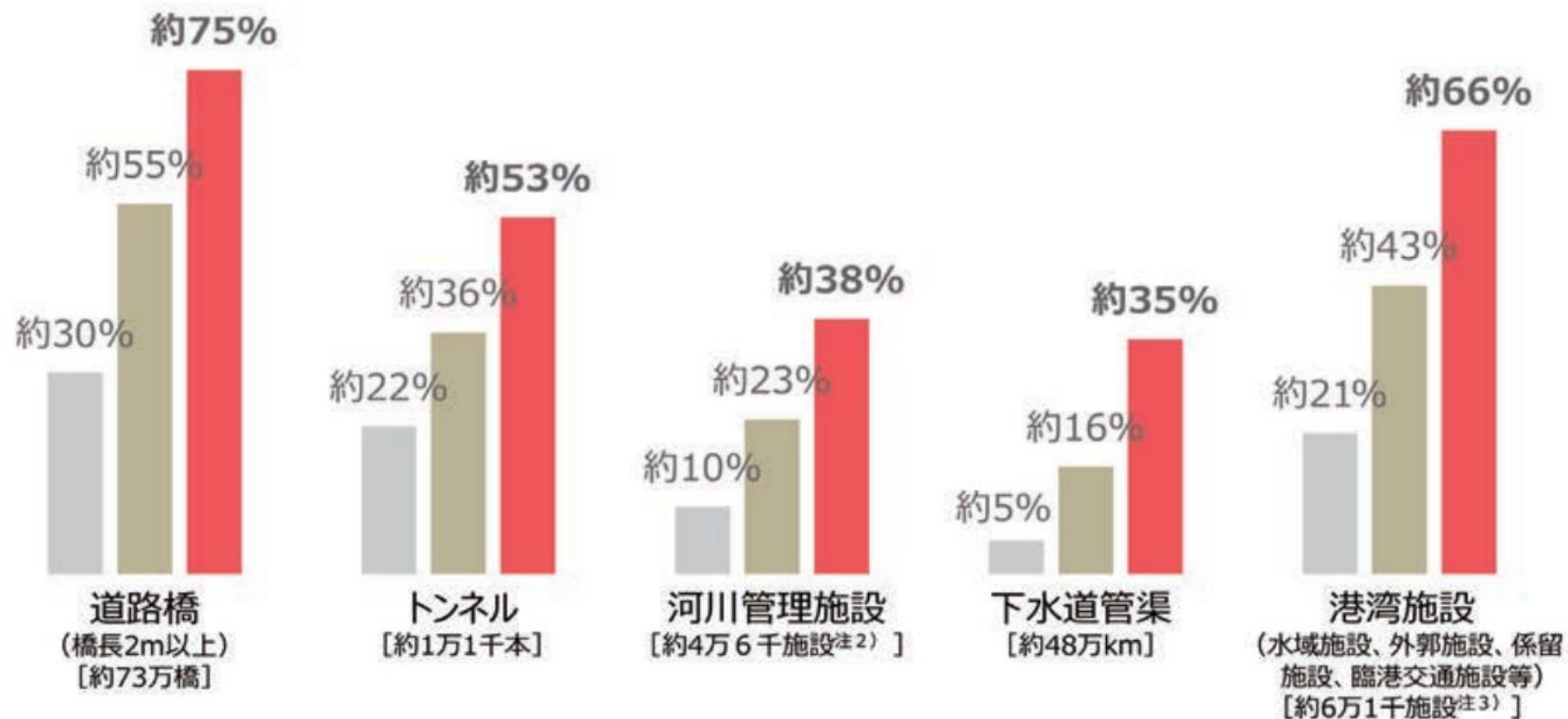
■ 社会資本施設の老朽化

- 高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等は、今後10年・20年の間に、建設後50年以上が経過する施設の割合が加速度的に高くなる見込みである

建設後50年以上経過する社会資本の割合（2020年度算出）

【建設後50年以上経過する社会資本の割合^{注1)}（令和2年度算出）】

■ 令和2年3月 ■ 令和12年3月 ■ 令和22年3月



注1) 建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。

注2) 国:堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他(立坑、遊水池)、ダム。独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。
都道府県・政令市:堰(ゲート有り)、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。

注3) 一部事務組合、港務局を含む。

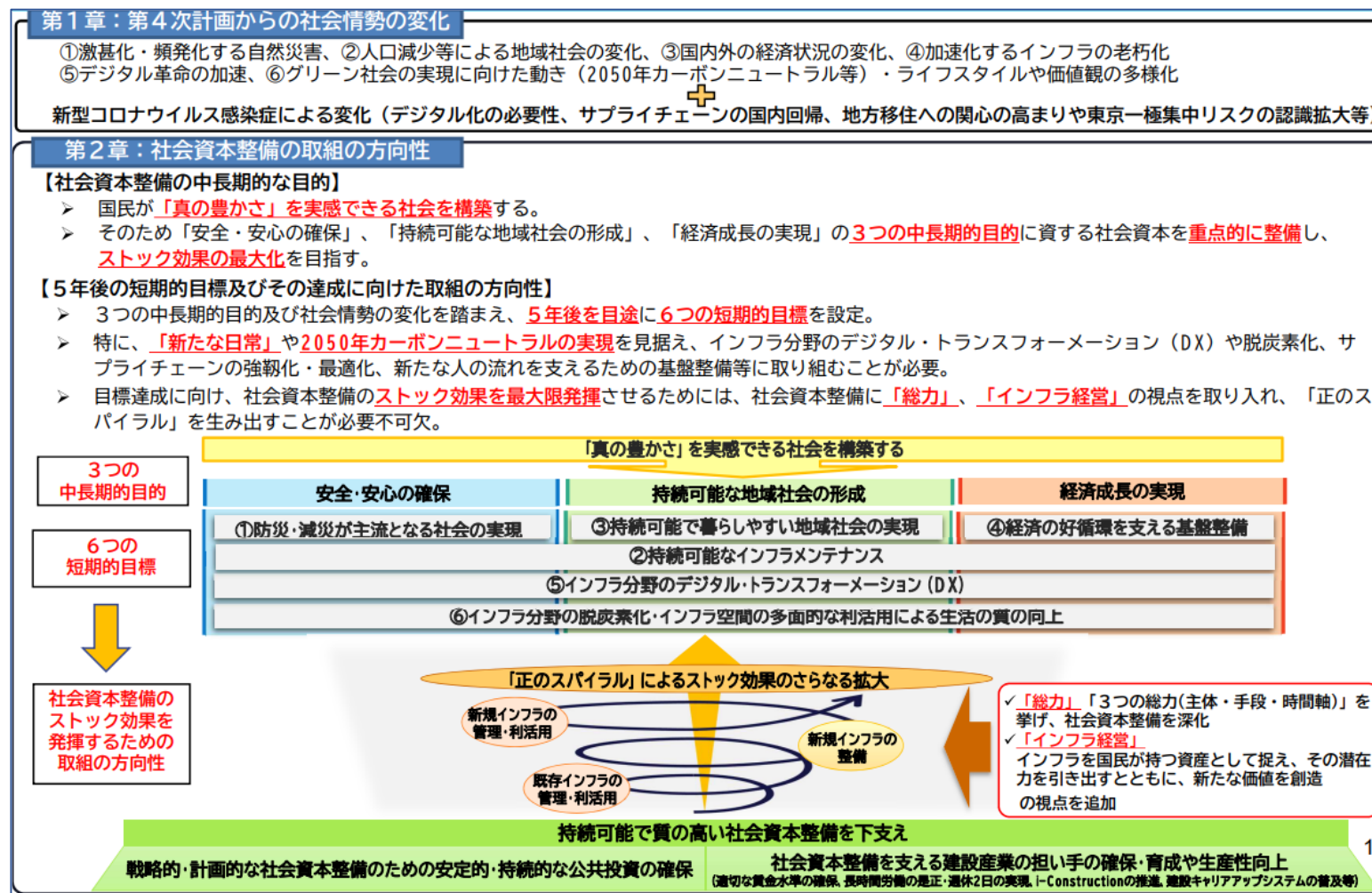
出典：内閣府「令和4年版 国土交通白書」

社会経済動向（土地利用・交通基盤）

■ 社会資本整備重点計画

- 2021年5月、以下6点を重点目標とする第5次社会資本整備重点計画が閣議決定された
 - ✓ 防災・減災が主流となる社会の実現
 - ✓ 持続可能なインフラメンテナンス
 - ✓ 持続可能で暮らしやすい地域社会の実現
 - ✓ 経済の好循環を支える基盤整備
 - ✓ インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）
 - ✓ インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上

第5次社会資本整備重点計画の概要



社会経済動向（土地利用・交通基盤）

■都市のスポンジ化に対する対応

- 「都市のスポンジ化」が進行し、持続可能な都市構造への転換に向けた「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を進める上で重大な支障となっている
- 低未利用地の利用促進・発生抑制等のため、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が2018年4月に成立した

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

背景・必要性

人口増加社会では、都市計画に基づく規制を中心に開発意欲をコントロール
 ⇒人口減少社会では、開発意欲が低減し望ましい土地利用がなされない

都市のスポンジ化※ → コンパクト・プラス・ネットワークの推進に重大な支障

- 空き地(個人所有の宅地等に限定)は約44%増(約681km²→約981km²:大阪府の面積の約半分)(2003→2013年)
- 空き家は約50%増(約212万戸→約318万戸:ほぼ愛知県全域の世帯数)(2003年→2013年)

・生活利便性の低下
 ・治安・景観の悪化
 ・地域の魅力(地域バリュー)の低下

⇒ スポンジ化が一層進行する悪循環

要因と対策のコンセプト

- ・地権者の利用動機の乏しさ
 →低未利用地のまま放置
- ・「小さく」「散在する」低未利用地の使い勝手の悪さ

行政から能動的に働きかけ、コーディネートと集約により土地を利用(所有と利用の分離)
 地域コミュニティで考えて身の回りの公共空間を創出(まずは使う)
 官民連携で都市機能をマネジメント

「経済財政運営と改革の基本方針2017」、「未来投資戦略2017」、「新しい経済政策パッケージ」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、都市のスポンジ化対策、未利用資産の有効活用等を措置するよう位置付け

法律の概要

都市のスポンジ化対策(都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心に)

コーディネート・土地の集約

○「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設
 -低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成
 ※所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能
 [(税)登録免許税・不動産取得税の軽減]

身の回りの公共空間の創出

○「立地誘導促進施設協定」制度の創設
 -交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設(コモンズ)についての地権者による協定(承継効付)
 [(税)固定資産税の軽減]
 ※ 周辺地権者の参加を市町村長が働きかけ

○「都市計画協力団体」制度の創設
 -都市計画の案の作成、意見の調整等を行う住民団体、商店街組合等を市町村長が指定
 (身の回りの都市計画の提案が可能に)

都市機能のマネジメント

○「都市施設等整備協定」制度の創設
 -民間が整備すべき都市計画に定められた施設(アクセス通路等)を確実に整備・維持

○誘導すべき施設(商業施設、医療施設等)の体廃止届出制度の創設
 -市町村長は、商業機能の維持等のため体廃止届出者に助言・勧告

都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上

公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充等を措置



【目標・効果】

※地方公共団体への意向調査等をもとに推計

低未利用地の利用を促進し、都市内遊休空間を賢く使うことで、民間の担い手による魅力的なまちづくりを実現

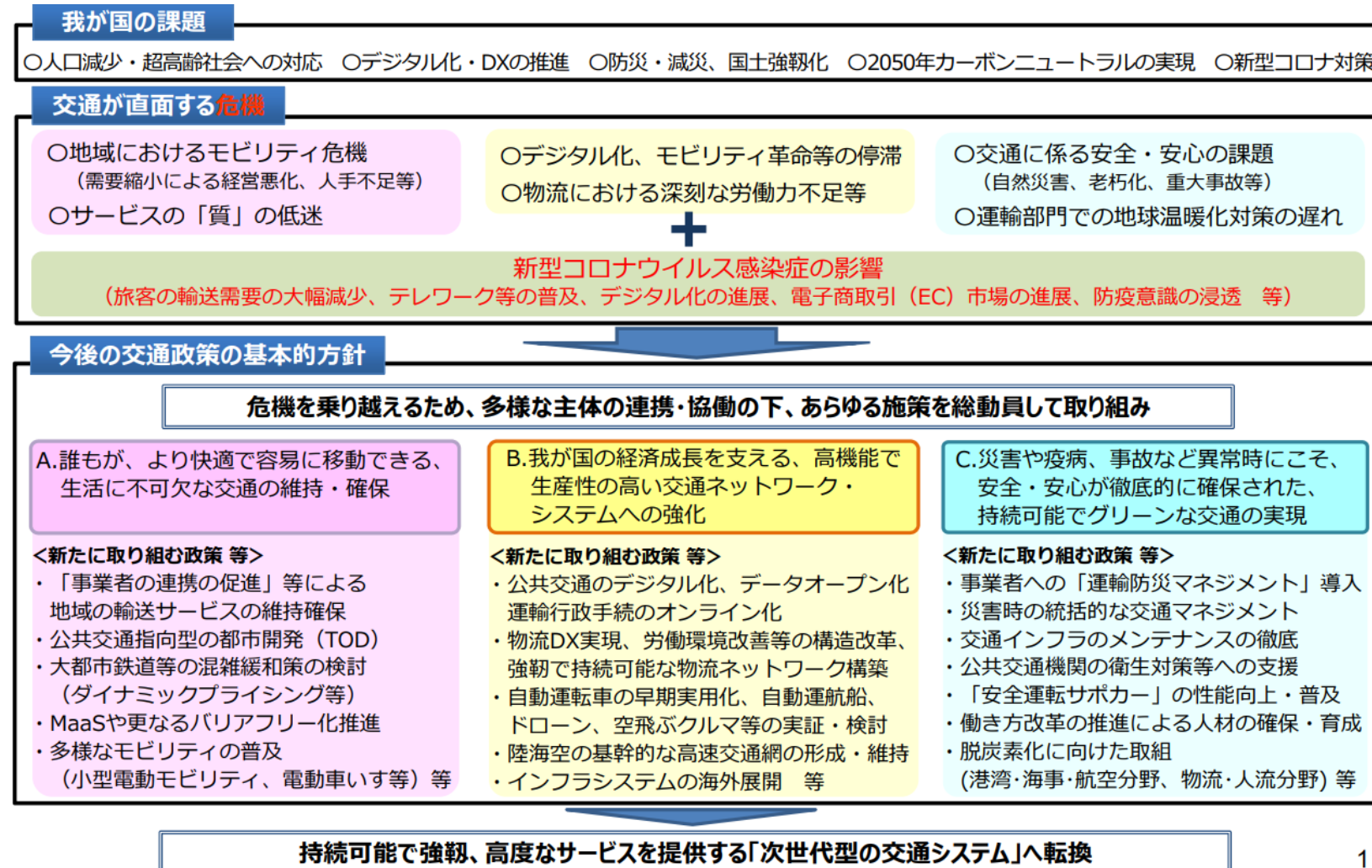
(KPI)・低未利用土地権利設定等促進計画の作成:約35件(2019~2023 [2019:3件 / 2023:15件])
 ・立地誘導促進施設協定の締結:約25件(2019~2023 [2019:3件 / 2023:10件])
 ⇒ 立地適正化計画を作成・公表した市町村のうち、今後10年間に、居住誘導区域に占める低未利用地の割合が、現状維持又は低下した市町村の割合:7割以上

社会経済動向（交通環境）

■ 交通政策基本計画

- 「交通政策基本法」に基づき、2021年、第2次交通政策基本計画が閣議決定された（計画期間：2021～2025年）
- 基本の方針として以下の3つの柱が掲げられている
 - ✓ 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保
 - ✓ 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化
 - ✓ 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現

第2次交通政策基本計画の概要



社会経済動向（交通環境）

■ 地域公共交通

- 人口減少の本格化に伴い、地域の公共交通の維持・確保の厳しさが増し、地域の移動手段確保が課題となっている
- 地域の移動ニーズへの対応促進のため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が2022年に施行された
- 概要は以下のとおりである
 - ✓ 地域が自らデザインする地域の交通
 - ✓ 輸送資源の総動員による移動手段の確保
 - ✓ 既存の公共交通サービスの改善の徹底
 - ✓ 交通インフラに対する支援の充実

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律

地域が自らデザインする地域の交通 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

- 地方公共団体による「**地域公共交通計画**」(マスタープラン)の作成
 - 地方公共団体による**地域公共交通計画(マスタープラン)**の作成を**努力義務化**
 - ⇒国が予算・ノウハウの支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算関連)
 - 従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)**も計画に位置付け
 - ⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
 - 定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
 - ⇒データに基づくPDCAを強化
- 地域における協議の促進
 - 乗合バスの**新規参入等**の申請があった場合、国が地方公共団体に**通知**
 - 通知を受けた**地方公共団体**は、新規参入等で想定される地域公共交通利便増進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会**で議論し、**国に意見を提出**

地域公共交通網形成計画(H28改正)
(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)
まもづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成の促進

地域公共交通計画(今回改正後)
(市町村又は都道府県(市町村と共同)が作成)
まもづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成
地域における輸送資源の総動員
メニューの充実やPDCAの強化により、持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

地域旅客運送サービス
公共交通機関
自家用有償旅客運送
福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設等の送迎サービスなど

地域公共交通網形成計画の策定状況
現行の目標(2020年度末500件)は達成
(件)
2015.3: 30
2016.3: 159
2017.3: 273
2018.3: 410
2019.3: 500

地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

地域に最適な旅客運送サービスの継続

○ 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「**地域旅客運送サービス継続事業**」を創設
⇒従前の路線バス等に代わり、地域の実情に応じて右の①～⑥のいずれかによる**旅客運送サービスの継続**を実現

実施方針におけるメニュー例	
①	乗合バス事業者などの交通事業者による継続(細小・変更含む)
②	コミュニティバスによる継続
③	デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続
④	タクシー(乗用車)による継続
⑤	自家用有償旅客運送による継続
⑥	福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

自家用有償旅客運送の実施の円滑化

○ 過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**について、**バス・タクシー事業者**が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設
⇒**運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化**

○ 地域住民のみならず**観光客を含む来訪者も対象**として明確化
⇒**インバウンドを含む観光ニーズへも対応**

交通事業者協力型自家用有償旅客運送
過疎地域等の交通事業者(バス・タクシー)
自家用有償旅客運送者(市町村等)
市町村等が運行管理を行う自家用有償旅客運送
ノウハウを活用して、運行管理・車両整備管理に協力
期待される効果
【利用者】安全、安心な交通サービスの提供
【自家用有償主体(市町村等)】業務負担の軽減、運行ノウハウの活用
【交通事業者】人手不足への対応、委託費の確保
住民ドライバー
運行管理
車両整備管理

貨客混載に係る手続の円滑化

○ 鉄道や乗合バス等における貨客混載を行う「**貨客運送効率化事業**」を創設
⇒**旅客・貨物運送サービスの生産性向上を促進**

貨客混載

既存の公共交通サービスの改善の徹底

利用者目線による路線の改善、運賃の設定

○【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
また、**独占禁止法のカルテル規制**に抵触するおそれから、**ダイヤ、運賃等の調整**は困難

○【改正案】「**地域公共交通利便増進事業**」を創設
⇒路線の効率化のほか、「**等間隔運行**」や「**定額制乗車運賃**」「**乗継割引運賃(通し運賃)**」等のサービス改善を促進
併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例**を創設

等間隔運行
定額制乗車運賃
A+B+C
=300円/日
何回乗っても最大300円...など

MaaSの円滑な普及促進に向けた措置
※MaaS: Mobility as a Service
※MaaSの事例(伊豆地域)

○ MaaSに参加する交通事業者等が策定する**新モビリティサービス事業計画**の**認定制度**を創設
⇒交通事業者の**運賃設定に係る手続をワンストップ化**

○ MaaSのための**協議会制度**を創設
⇒参加する**幅広い関係者の協議・連携を促進**

交通インフラに対する支援の充実
【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】

○ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構による**資金の貸付制度**の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加(※予算関連)
・地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた**鉄道の整備**
⇒交通ネットワークを充実
・物流総合効率化法に基づく認定を受けた**物流拠点(トラックターミナル等)の整備**
⇒複数の事業者の連携による物流効率化を促進

鉄道インフラ
物流拠点